

緊急事態宣言期間中における県立学校の対応

栃木県教育委員会

- 1 感染防止対策を徹底しながら教育活動を継続する。
- 2 感染リスクの高い教育活動は実施しない。
- 3 部活動の練習は、平日の放課後のみとする。
- 4 地域や学校の実情に応じて、時差通学を可とする。
- 5 オンライン学習の活用に努める。

1 感染防止対策を徹底しながら教育活動を継続する

(1) 健康観察の徹底

児童生徒も教職員も、毎日の登校・出勤前の健康観察を行い、発熱等の風邪症状がある時には登校・出勤をせず、自宅で休養することを徹底する。

さらに、登校後においても児童生徒の体調の観察に努め、体調の不調に教職員が気づいた場合には、すみやかに養護教諭等と連携し、迅速な対応を取る。

また、教職員については、多数の児童生徒に接する業務であることに鑑み、各学校において、教職員が発熱等の風邪症状がある時には休みを取り、積極的に受診しやすい環境を整える。

(2) 感染予防対策の再確認

ア 手洗い・マスク着用の徹底

児童生徒の感染防止に対する意識を高める指導を行い、こまめな手洗いやマスクの着用を徹底する。特に、体育や部活動等の指導において、更衣やミーティング等、活動が切り替わる場面や運動を行っていない場面でのマスク着用を徹底する。

イ 換気の徹底

冬季においても、保温・防寒に配慮しながら、可能な限り常時、困難な場合はこまめに換気を行う。

ウ 飲食の場面における対策の徹底

生徒同士での昼食や、教職員が同室で昼食をとった場面での感染が疑われる事例もあることを踏まえ、食事の前後の手洗いを徹底するとともに、喫食中は、飛沫を飛ばさないよう、席の配置を工夫し会話を控えるなどの対応を取る。また、食事後の歓談時には必ずマスクを着用する。

2 感染リスクの高い教育活動は実施しない

「新型コロナウイルス感染症への対応に係る県立学校における教育活動の指針」に記載されている「感染症対策を講じても感染のリスクが高い学習活動」は、一時的に停止する。

また、上記の指針に記載された活動以外であっても、児童生徒同士が近距離で大きな発声を伴う活動や身体的接触、マスクを外して行う運動など、感染リスクの高い活動については、活動内容や実施時期等を適宜見直す。

3 部活動の練習は、平日の放課後のみとする

- ・部活動の練習は、平日の放課後のみ 90 分以内とし、週休日等は実施しない。
- ・他校との練習試合や合同練習等は実施しない。

※なお、大会等への参加を検討する場合は、次の条件を満たす必要がある。

- ・高体連、高野連及び中体連、各競技団体、高文連及び中文連、各種文化活動関係団体などの主催による大会等であること。
- ・主催団体による感染防止対策が十分講じられていること。
- ・会場への移動時や宿泊時、会場での更衣室や会議室の利用時など、大会におけるスポーツ・文化活動以外の場面を含め、生徒、教師等の感染防止対策を徹底すること。
- ・参加する生徒及び保護者に感染防止対策等について十分な説明を行い、大会参加への理解と同意を得ていること。

4 地域や学校の実情に応じて、時差通学を可とする

地域の感染状況や通学手段等の実情に応じて、通勤時間帯の混雑を回避するための「始業時刻の繰下げ」や「終業時刻の繰上げ」を可とする。その際、必要に応じて短縮授業などの柔軟な対応を行う。

5 オンライン学習の活用に努める

今後、児童生徒がやむを得ず登校できないような事態にも対応できるよう、オンライン学習の活用による学習保障に努める。また、校外との交流学习や外部の講師による講演会等においては、オンライン学習を活用し、感染リスクの低減に努める。

6 その他

(1) 家庭へのお願い

児童生徒の家庭内感染を防ぐため、同居する家族等の感染防止対策を呼びかけるとともに、下記の内容について、保護者等に家庭での協力を依頼する。

- ・規則正しい生活習慣を徹底する（健康観察を含む）。
- ・基本的感染防止対策を徹底する。
- ・発熱等の風邪症状が見られる場合は、登校させない。
- ・不要不急の外出を避け、特に 20 時以降の外出を控える。

(2) 県立学校の入学者選抜について

今後予定されている令和 3 年度入学者選抜については、ガイドラインを踏まえて万全を期した上で、予定どおり実施する。

(3) 差別や偏見への対応

医療従事者、社会機能の維持にあたる方、感染者本人や関係者等に対する偏見や差別が生じないように十分配慮する。

(4) 緊急事態宣言期間中においては、以下の通知の内容を改めて確認し、徹底する。

- ・「目的地等の感染状況を踏まえた修学旅行の実施について（通知）」令和 2 年 12 月 10 日付け学安第 684 号
- ・「地域の感染状況を踏まえた県外での教育活動について（通知）」令和 2 年 12 月 17 日付け高教第 962 号
- ・「不要不急の外出自粛要請中における県内での部活動について（通知）」令和 3 年 1 月 5 日付けスポ振第 514 号